

平成二十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令を次のように定める。

（法第二条第六項第九号の主務省令で定める関係）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第九号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。

（地域経済牽引事業計画の承認の申請）

第二条 法第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、当該地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の認定（同法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。次条第一項において同じ。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の二第三項の認定（同法第二十二条の三第一項の規定による変更の認定を含む。次条第一項において同じ。）を受けた者である場合には、それぞれ、当該申請書の記載事項のうち造船法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画（以下単に「認定事業基盤強化計画」という。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画（以下単に「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該地域経済牽引事業を行おうとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、当該法人の定款
- 二 当該地域経済牽引事業を行おうとする者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 法第十三条第三項第五号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
- 四 当該地域経済牽引事業を行おうとする者が前項ただし書の規定に基づき承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画

3 法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条 法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該承認地域経済牽引事業者が造船法第十一条第一項の認定又は地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の認定を受けた者である場合には、それぞれ、当該申請書の記載事項のうち認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款に変更があった場合には、その変更後の定款
- 二 当該承認地域経済牽引事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 法第十三条第三項第五号の事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
- 四 当該承認地域経済牽引事業者が前項ただし書の規定に基づき変更の承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画（実施状況の報告）

第四条 承認地域経済牽引事業者は、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則としてそれぞれの事業年度終了後三月以内に、様式第三による実施状況報告書によりその承認をした都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（事業環境の整備に係る措置の提案に係る手続）

第五条 承認地域経済牽引事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書に、承認地域経済牽引事業者であることを証する書面及び当該提案に係る承認地域経済牽引事業計画の写しを添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 承認申請予定事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書に、当該提案に係る地域経済牽引事業計画を添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 3 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合（当該提案が承認申請予定事業者による場合にあっては、当該提案及び当該提案に係る地域経済牽引事業計画が同意基本計画の実施に資するものであると認めるとき。次項において同じ。）であって、当該提案を踏まえた措置を講ずる必要があると認めるときは、前二項の提案書その他の書類の提出を受けた日から原則として二月以内に、その旨及び当該提案を踏まえて講ずることとする措置の内容その他の事項を記載した様式第五による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。
- 4 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合であって、当該提案に係る措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項又は第二項の提案書その他の書類の提出を受けた日から原則として二月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第六による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。

- 5 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を講ずるときは、様式第七により、その内容を公表するものとする。

(国に対する確認に係る手続)

第六条 法第十六条第一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、法第十七条第一項の規定により規定の解釈の確認を求めるときは、当該規定の内容その他の事項を記載した様式第八による照会書及び前条第一項又は第二項の規定により提出された提案書その他の書類の写しを主務大臣に提出しなければならない。

- 2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、様式第八による照会書及び前条第一項又は第二項の規定により提出された提案書その他の書類の写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合には、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 3 法第十七条第一項に規定する求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に関するものであるときは、第一項の照会書その他の書類の提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈について記載した様式第九による回答書を当該求めをした地方公共団体の長に交付するものとする。
- 4 法第十七条第一項に規定する求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。
- 5 法第十七条第三項に規定する求めを受けた関係行政機関の長は、第一項の規定により主務大臣が照会書その他の書類の提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈について様式第九による回答書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合には、主務大臣は、当該回答書を第一項の規定による求めをした地方公共団体の長に交付するものとする。
- 6 法第十七条第三項に規定する求めを受けた関係行政機関の長は、当該求めに係る解釈についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合には、主務大臣は、その通知の内容を法第十七条第一項に規定する求めをした地方公共団体の長に通知するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年九月一六日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年二月二六日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則（令和三年九月二九日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1（第 2 条第 1 項関係）

**地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書**

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 の計画について承認を受けたいので、別紙 2 と併せて申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 3 地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第 11 条第 1 項の認定（同法第 12 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 2 第 3 項の認定（同法第 22 条の 3 第 1 項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第 12 条第 2 項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

(別紙1)

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間

- (1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略
(同意基本計画の名称)

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合）
地域経済牽引事業を共同して行おうとする者	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割
1	
2	

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容
(事業名)

(関連する業種)

(地域経済牽引事業の内容)

(活用を予定する支援措置)

(その他)

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

(5) 地域経済牽引事業の実施期間
(実施期間)

年 月 日 ～ 年 月 日

(実施スケジュール)

取組事項	年度	年度	年度	年度	年度
	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～
①					
②					
③					

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
事業者ごとに別表 1 - 1 に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果
(1) 付加価値創出額
(見込み)

(算定根拠)

区分		事業開始前	事業開始後				
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～
①売上高							
費用 総 額	②売上原価						
	③販売費及び 一般管理費						
	④計（②+③）						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額 （①－④＋⑤＋⑥）							

（２）経済的効果
（見込み）

（算定根拠）

（注）地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果（取引額、売上げ、雇用者数又は給与総額）を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ 任意記載事項

１ 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表１－２に記載

２ 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表１－２に記載

３ 特定事業者が法第１９条第３項、第２８条又は第２９条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

（１）承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

（承継等特定事業者の名称）

（被承継等特定事業者の名称）

(2) 事業承継等の内容及び実施時期
(事業承継等の内容)

(実施時期)

(3) 法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

① 純資産の額が零を超えること

純資産合計額＝_____円 > 0

② EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率＝_____倍 ≤ 15

[計算式] (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 (_____) 円 － 現預金 (_____) 円
営業利益 (_____) 円 ＋ 減価償却費 (_____) 円

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

別表 1－1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名：_____

(単位：千円)

年度	調達先	借入金	自己資金	その他 ※ 1	合計	備考 ※ 2
	費用					
	土 地					
	建 物					
	機械装置					
	運転資金					
	そ の 他					
	小 計					
	土 地					
	建 物					
	機械装置					
	運転資金					
	そ の 他					
	小 計					
合 計	土 地					
	建 物					
	機械装置					
	運転資金					
	そ の 他					
	小 計					

※ 1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※ 2 株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。

別表 1－2 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に含まれているかを記載すること。

(別紙2)

地域経済牽引事業計画の公表

可	不可

(注) 地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

様式第2（第3条第1項関係）

**地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の変更の承認申請書**

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた地域経済牽引事業計画について、別紙1のとおり変更したいので、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第1項の規定に基づき、別紙2と併せて変更の承認を申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が造船法第11条第1項の認定（同法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定（同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第12条第2項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

(別紙1)

1 変更事項

変 更 前	変 更 後

2 変更の趣旨及び理由

--

(別紙2)

地域経済牽引事業計画の公表

可	不可

(注) 地域経済牽引事業計画の変更が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

様式第3（第4条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく 年度における承認地域経済牽引事業計画の実施状況報告書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた地域経済牽引事業計画の 年度の実
施状況を別紙のとおり報告します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

1 実施した地域経済牽引事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

2 実施した地域経済牽引事業の経済的効果の状況

(1) 付加価値創出額

(実績)

(算定根拠)

区分		事業開始前	事業開始後				
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～
①売上高							
費用 総 額	②売上原価						
	③販売費及び 一般管理費						
	④計 (②+③)						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)							

(注) 付加価値創出額の実績は、当該年度の付加価値額から承認地域経済牽引事業開始前の付加価値額を差し引いた額を記載すること。

(2) 経済的効果

(実績)

(算定根拠)

3 実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

様式第4（第5条第1項及び第2項関係）

事業環境の整備に係る措置の提案書

年 月 日

地方公共団体の長 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第16条第1項の規定に基づき、別添の書類を添えて、下記のとおり地域経済牽引事業の実施に当たって必要な事業環境の整備のために講ずる措置に関する提案をします。

記

1 地域経済牽引事業の実施に当たって必要な事業環境の整備のために講ずる措置の内容

--

2 実施が可能となる事業活動の内容

--

3 その他

--

(備考)

- 1 地方公共団体の長の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5（第 5 条第 3 項関係）

事業環境の整備に係る措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

地方公共団体の長 名

年 月 日付けで提案のあった事業環境の整備に係る措置については、下記のとおり措置を講ずる必要があると認めますので、通知します。

記

1 提案を踏まえて講ずることとした措置の内容

--

2 提案を踏まえて講ずることとした措置の整備の見通し

--

3 その他

--

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 6（第 5 条第 4 項関係）

事業環境の整備に係る措置を講ずる必要がない旨の通知書

年 月 日

殿

地方公共団体の長 名

年 月 日付けで提案のあった事業環境の整備に係る措置については、下記のとおり講ずる必要がないと判断しましたので、通知します。

記

1 提案に係る措置を講ずる必要がないと判断する理由

--

2 提案に係る措置を講じず、地域経済牽引事業の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策

--

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

「2 提案に係る措置を講じず、地域経済牽引事業の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策」には、提案があった事業環境の整備に係る措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容又はそのための方策等を具体的に記載するよう努めること。

様式第 7（第 5 条第 5 項関係）

講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容の公表

1 講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容

--

2 事業環境の整備に係る措置の整備の見通し

--

3 その他

--

（記載要領）

「1 講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容」中、事業環境の整備に係る措置に関する提案を行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第 8（第 6 条第 1 項関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

年 月 日

主務大臣 名 殿

地方公共団体の長 名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、同法第 16 条第 1 項の提案を踏まえた措置に関する規制について規定する下記 1 に掲げる法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、確認を求めます。

記

1 解釈の確認を求める法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項等

--

2 具体的な確認事項

--

3 その他

--

（備考）

- 1 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

「2 具体的な確認事項」には、解釈の確認を求める法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項についての自己の見解を記載する。

様式第9（第6条第3項及び第5項関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する回答書

年 月 日

地方公共団体の長 名 殿

主務大臣等 名

年 月 日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈

--

2 その他

--

（注）

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「主務大臣等 名」は、第6条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第5項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。